

議案説明書

都市建設部 建築指導課

提出議会：令和7年第2回定例会

1 案件名

議案第15号 佐野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正について

2 概要

佐野新都市高萩・越名地区の用途地域及び地区計画の変更に伴い、当該区域内における建築物に関する制限を定めるための改正

3 理由及び趣旨、目的、内容等

佐野新都市高萩・越名地区は、佐野市都市計画マスタープランにおいて、観光型広域商業・業務を中心とした都市機能の集積と強化を図るエリアとして位置づけている。また、令和2年度に策定した佐野市立地適正化計画では、本地区に都市機能誘導区域を設定し、さらなる商業機能の強化を目指している。

このような都市像にふさわしい土地利用の誘導を図るため、用途地域及び地区計画の変更を予定しており、これに伴い、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づく当該区域の建築物に関する制限について、所要の改正を行うものである。

【主な改正点】

- (1)文化・商業地区1及び産業・業務地区2の縮小
- (2)産業・業務地区3及び4の廃止
- (3)文化・商業地区2の拡大

なお、各地区における建築物等の制限事項は変更なし。

4 その他の事項

- (1)施行日 令和7年4月1日
- (2)参考資料添付